

在日韓国人政治犯・李東石氏の 40年ぶりの再審無罪判決を 祝う集い

■開催：2016年4月30日（土）pm6:30～

■会場：クリアホール・ふせ

《4・30 再審無罪判決を祝う集い - 次第》

- ◎ 司会あいさつ
- ◎ 韓国再審裁判報告
- ◎ 花束贈呈
- ◎ 乾杯あいさつ
- ◎ 映像『李東石氏救援運動をふり返る』
- ◎ リレーメッセージ
- 李東石氏スピーチ
- ◎ 司会まとめ

■主催：「日韓問題を考える東大阪市民の会」

● お問い合わせ ●

事務局：TEL & FAX 06-6721-6670

URL：<http://www.e-sora.net/shimin/>

《はじめに》

東大阪市は、中小企業が基礎をなす庶民の街であり、隣接する大阪市生野区に続いて在住外国人と労働・生活を多くともにする街です。

労働運動の地域割りは、古くから東大阪市、八尾市、大阪市生野区・東成区が一つのブロック（東部大阪地区評議会）を構成しており、民間の労働運動も活発な地域でした。

地域の労働運動と、平和・人権問題にかかわる市民運動との連携も、お互いの立場を尊重し合いながら、課題別では成熟した関係が形成されてきました。

東大阪市の人口構成は2015年7月末現在で、総人口501,927名であり、外国人登録人口は、「韓国及び朝鮮」11,256名、「中国」3,455名をはじめ57カ国、16,610名（人口比3.31%）の人たちが生活を共にしています。

行政施策はもとより、労働運動、市民運動においても、当然のこととして在住外国人の人権問題は重要な比重を占めるべき街でもあります。

■韓国留学中の布施高校卒業生への突然の不当拘束事件

1975年「11・22在日韓国人留学生・青年不当拘束事件」（18名が不当拘束）で、大阪府立布施高校卒業生・李東石氏が、韓国留学中に突然、拘束されるという事件が表面化。総時間にして二時間足らずのスピード審理で「懲役8年」判決（適用法令「国家保安法」「反共法」「刑法」）。

こうした事態を受け、①布施高校の恩師・同級生、②実弟が勤めていた生野の金属工場（総評全国金属小林電気支部）、③地域の労働団体、④源氏ヶ丘教会（合田牧師）などの人権問題を取り組む市民団体の連携により救援会を発足。

地域の労働組合の動きは、組合員に被害者家族がいることもあって、労働運動の課題（職場・産別課題の取り組み）でもあり、地域課題の国際人権・反差別の取り組みなど、多くの視点から、それぞれの労働団体の位置付けによって、支援の輪が広がっていった。

救援活動は、①家族、恩師・同級生が連携した取り組み（渡韓活動、調査活動…）、そして②労働団体（署名活動、対政府交渉…）、③市民団体（文化活動、激励ハガキ…）など、特色を生かした救援運動を展開。

こうした活動が、李東石氏（布施高卒、拘束1975～1980年）、尹正憲氏（布施高卒、拘束1984～1988年）の不当な拘束に対して、東大阪市議会で『速やかな釈放に関する要望決議』【※】が三度にわたって全会一致で採択され（1976年、1980年、1985年）、決議の内容が市の広報紙『市政だより』で、全戸に配布される。

※東大阪市議会「李東石さんの速やかな釈放に関する要望決議」（1976年6月）

「……これらのことが罪になるとは到底考えられない。……人道主義の立場からも速やかに釈放され、一日も早く家族のもとに帰れるよう、大韓民国政府にはたらきかけるよう強く要望する。」

■「日韓問題を考える東大阪市民の会」の結成

在日韓国人良心囚問題との出会いは、私たちに①日本と朝鮮半島との歴史（侵略と植民地支配、南北分断）、②日本政府の1965年「（不平等）基本条約」と政治癒着・経済進出、そして③日本社会の民族差別・排外状況の問題など、多くの課題を投げかけることとなった。

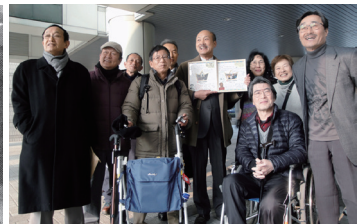
そこで、韓国良心囚救援活動を足元で広く支えながら、地域での広い視点の活動を保障するものとして、●東大阪市教組委員長、●東大阪水道労組委員長、●部落解放同盟両支部長、●在日韓国人良心囚救援会、●東大阪市議会議員（篠原、久保）、●いのちとくらしを守る会、●合田牧師が呼びかけ人となり、1977年に「日韓問題を考える東大阪市民の会」を結成。

以降、大阪の人権運動団体とのパイプ役を担いながら、足元での課題から目をそらさないで、月例会、学習・講演会などの地道な取り組みと、『東大阪日韓通信』の発行を続けた。

そして、時代背景の変動や、労働運動・市民運動の変遷の中でも、地域の課題を軸にしながらネットワークとしての運営を維持することに努めてきた。

李東石氏救援運動の流れ

- ・1952年4月5日 出生。
- ・1971年3月 大阪府立布施高校 卒業。
- ・同年4月 韓国外国語大学 入学。
- ・1975年11月22日 陸軍保安司令部に不当連行され、12月31日までの40日間、過酷な拷問をともなう取り調べ。
- ・1976年5月28日 第1審判決（懲役8年）。
- ・1976年6月3日 「李東石さんを救援する会」を結成。
- ・1976年6月25日 東大阪市議会にて「李東石さんの速やかな釈放に関する要望決議」を全会一致で決議。
- ・1976年10月12日 第2審判決（懲役5年）。
- ・1976年12月28日 第3審判決（懲役5年確定）。
- ・1977年3月4日 「日韓問題を考える東大阪市民の会」を結成。
- ・1980年7月9日 東大阪市議会にて「李東石さんの釈放と速やかな帰日を要望する決議」を全会一致で決議。
- ・1980年8月15日 （特赦）釈放実現！！
- ・1981年3月17日 帰日実現！！
- ・1989年7月28日～ 合田悟牧師を韓国安全企画部が「国家保安法」違反容疑で6日間、不当拘束。
- ・2005年 韓国「真実と和解のための過去事整理基本法」（時限立法）成立。
- ・2008年10月5日 合田悟牧師逝去。
- ・2011年2月 ソウル高等法院（高等裁判所）に再審申請。
- ・2012年10月3日 ソウル高等法院（高等裁判所）が再審開始決定。
- ・2013年10月25日 ソウル高等法院（高等裁判所）「第1回再審公判」。
- ・2013年11月20日 ソウル高等法院（高等裁判所）「第2回再審公判」。
- ・2013年12月18日 ソウル高等法院（高等裁判所）「第3回再審公判」。
- ・2014年1月17日 ソウル高等法院（高等裁判所）「第4回再審公判（無罪判決）」。
- ・2015年9月10日 大法院（最高裁判所）「無罪判決・確定」！！



李東石氏の韓国再審裁判（ソウル高等法院—大法院）の経過

■ 2013.10.25 第1回李東石氏再審公判（ソウル高等法院 6部 302号法定）

- ・チョン・ヒョンシク判事／コ・ビョンミン検事
- ・李ソクテ弁護士
- ・李東石氏：「冒頭陳述」

【渡韓行動：李東石氏、李宗樹氏、金五子さん、山田、池上、畑】

冒頭陳述書

先ず、私に再審の機会を与えて下さった判事様と、関係者の皆様に深く感謝いたします。

日本の植民から解放された後にも、多くの我々同胞は様々な理由と形態で日本に留まざるを得ませんでした。

日本で生まれ育ったその子孫達は民族差別を受け続け、民族的誇りを持って生きていくことが大変難しい状態です。

私もまた高校生になり、自身の存在の意味が何なのかと考え深く悩みました。韓国人としての奪われた民族のアイデンティティを取り戻し、誇りを持つために、高校3年生まで使っていた日本名を捨て、本名である李東石と名乗り、生きていくことを決心しました。その課程で「朝鮮文化研究会」というサークルを作り、在日同胞高校生と祖国について学び、「ウリマル」を学びました。

「ウリマル」を学ぶことこそが、私の民族性を取り戻す重要なことだと考え、韓国留学を決心しました。

韓国外語大学フランス語科3年生に在学中であった1975年11月22日、保安司令部から来た人が私を連行し、12月31日までの40日間取り調べを受けました。

弁護士との接見はおろか、家族と連絡を取ることも許されない中で、私の人間性を破壊する過酷な拷問を受けました。

初めわずか数ページだった「陳述書」が、脅迫と拷問により数十ページに膨れ上がり、虚偽の内容が加えられました。今でもその時の事を思うと、あまりにもつらく、相変わらず保安司令部で拷問を受ける悪夢をみます。

40日間の「保安司令部」での取り調べの後、真冬の拘置所に収監され、家族面会が禁止されていて、シラミがわいても着替える下着もなく、寒さを防ぐ衣類もないまま、検事の取り調べを受けました。拘置されて50日程後にオモニが初めて面会に来て、弁護士を選任してくれましたが、弁護士は「刑を軽くするためには、反省している態度を見せなければならない」と言うだけで「逮捕時、令状は見せたか？拷問を受けたか？」等については、関心を持ちませんでした。肉体的、精神的に多くの苦痛に耐えながら裁判で5年の刑を受けました。

民族性を取り戻し、韓国人としての誇りを持つために「朝鮮文化研密会」を作ったり、同胞と祖国について語ったことを罪に問うのなら、それは韓国という私の祖国が、私を捨て去ることであり、在日韓国人が民族性を持ち日本で生きていくことを否定するものです。

私が連行されてから、もう38年が過ぎようとしています。今回、再審が開始され、私の無罪への道が開かれたことに深く感謝しつつ、正しい裁判となることを望みます。

有り難うございます。

2013年10月25日 李東石

■ 2013.11.20 第2回李東石氏再審公判（ソウル高等法院 6部 302号法定）

【渡韓行動：李東石氏、息子ソンフン氏、山田、池上、井上、大音、高柳、畑、豊田、岸本】

- ・検察側：「被告人が主張する苛酷な行為があったかどうかを確認するために、金〇〇を」と証人申請。
- ・弁護側：「過去事整理委員会ですでに調査済みである」。
- ・判事：「次回公判で、証人の証言を認める」。

2013年11月20日—第2回ソウル高裁再審公判報告

2回目の公判は検事側の証人申請が認められ、私は一言も話すことなく、5分で終わりました。検事側の証人は保安司の私を取り調べたとされる、捜査官で私は名前も顔も覚えていません。真実和解委員会の電話による調査によれば、捜査官は私を取り調べてなくて、取り調べたのは他の人だと、話しているようです。

弁護士の話しでは、検事個人の考えではなく、検察庁の意向なのではないか、とのことですが、何の抵抗もせず、無罪判決が続くことに対する抵抗ではないかとの話ですが、高裁6部の判事は高裁では、最も保守的だそうで、油断はできません。弁護士が意見書を作成して提出します。また、公判が長引き、私は大丈夫ですが、傍聴して下さる人の負担が増し、私の責任ではないのですが、申し訳なく思っています。第3回公判は、12月18日午後3時からです。

(2013.11.21 李東石)

11月20日—第2回 李東石氏再審裁判報告

11時から公判。40席余しの傍聴席は、我々と金榮珍氏、記者、姜鐘健氏、それに国内の人も交え、ほぼ満席。11時に始まった公判は、まず李東石氏と弁護士が席に着き、前回、何も云わなかった検事が、いきなり「李東石氏を拷問した保安司令部の人間」を証人申請する。弁護士が、「それは本件と直接関係ないのでは」と反論したけれど、裁判長は申請を受理し、次回12月18日午後3時に証人尋問すると日程を決めて終わる。その間、10分ほど。李東石氏は、弁護人からの尋問に答えるための用意もしていたのに、一言もしゃべる機会も与えられなかった。

(2013.11.24 井上和男)

■ 2013.12.18 第3回李東石氏再審公判（ソウル高等法院6部302号法定）

【渡韓行動：李東石氏、李哲氏、趙得勲夫妻、金玉染さん、金文男氏、山田、池上、久保、栗田、安野、】
・李東石氏：最終陳述。

・金〇〇・検察側証人：

「1969年から2006年まで、防諜部署に属していた」。

「在日の梁南国氏の事件は担当したが、李東石氏の事件は一切関与していない。今日、初めて会った」。

・李ソクテ弁護士：「軍隊の保安隊が民間人を扱うことは、法に違反しているということを知っていたか」と追求。

・金〇〇証人：「知っていた」。

・李ソクテ弁護士：「李東石氏の調書を作成したのは、あなたの名前になっているし、印鑑もあなたのものなのに、知らぬと言うのか」と追求。

・金〇〇証人：「自分は当時28歳の若者だったし、先輩たちがやっておきながら、自分の名前で作成した（/）ものだ。印鑑もいつも一緒に保管してあったものを勝手に押した（!/）もの」と弁解。

「自分は関与していなかった」と強調し、「それ以上の質問には答えを拒否する」と発言。

【李哲氏：傍聴メモより】

■ 2014.1.17 第4回李東石氏再審判決公判（ソウル高等法院6部302号法定）

【渡韓行動：李東石氏、具末謨氏、山田、池上、井上、西山、久保、畑、豊田、新田、住谷、田村】

・チョン・ヒョンシク判事（15～20分）：判決理由の朗読の後、「無罪」を宣言。

・李東石氏：緊張した表情がゆるみ、ホッとした表情に。

隣りに座っていた姜鐘健氏が、私たち日本人渡韓団にうながすかのように拍手をする。傍聴席

は拍手の渦。「ヨ～シ!!」の声が上がった。

続く、「羅・姉弟：第4回再審判決公判」（ソウル高等法院6部302号法定／チョン・ヒョンシク判事）でも、お二人に無罪判決が!!

【お祝いの交流会にて／メモ】

韓国内 羅姉弟 国家保安法（間諜）事件の審理

- ・羅수연（ナ・スヨン 87歳、15年刑・7年服役）と息子さん정풍헌氏、
羅진（ナ・ジン 82歳、15年刑・8年服役）

……羅ジンさん：「真実は必ず勝つ」「二度とくり返されないように望む」と発言。

- ・栗倉記者（共同通信）

「2008年に在日韓国人良心囚が“100人超”と書いて、社内で大きな物議をかもし出した」。
「それでも、今日でやっと再審無罪判決が20人……。今後、今までの再審審理のペースは減るのでは」。「できることは、協力していきたい」とスピーチ。

李東石氏の判決公判（要旨）

昨日、ソウル高等法院302号にて、李東石先生の事件について宣告公判がありました。裁判長は1975年当時の公訴事実について、一つひとつ反駁する内容の論告を行いました。

その内容は、

1. 反国家団体（朝総連）の構成員と会合したという部分、すなわち夫○○、安○○などと会い、母国留学を指示されたということは、被告人が否認している。あるいは証拠が無い。
2. 不穩文書（金日成伝）を購入したという部分は、本を購入して読んだということだけで、反国家団体を利するという目的があったと見ることはできない。
3. 反共法上の潜入、スパイなどに関しては、留学資金の提議を受けたが、拒絶したという内容の被告人の陳述を見ると、スパイの指令を遂行したとは認めることができない。また、スパイ行為と認定することは難しい。南韓の学生デモなどは国家機密と見ることはできなく、休戦ラインの見学などは公開された場所であるので価値がある機密では無い。北韓の放送の聴取の事実は証拠は無く、それだけで北に同調したと見ることはできない。また、朝文研に加入したということだけで、犯罪事実を有罪と認めることは難しい。
4. 上の内容を見ると、起訴事実を有罪と見るのは難しく、すべてを無罪を宣告する。

という内容でした。

詳しい内容は判決文を見なければなりません、被告人の陳述を優先させながら、常識に従って判断したものと見られます。

また昨日の公判に、李東石先生と一緒に再審が進められた、別の国内スパイ事件についても無罪が宣告されました。判決の内容は、北から来た南派スパイの陳述によって、スパイ行為が認められた1981年の「羅ジン、羅スヨン姉弟事件」について、その南派スパイの陳述が証拠としての価値が無いとして退け、無罪を宣告しました。

昨日の公判には、李東石先生の長期の後援者である、高校の先生だった池上先生と、田村さん、山田さんなど、日本から10名の方々がともに傍聴され、共同通信、朝日新聞、読売新聞などのソウル特派員たちと、李ソクテ、趙ヨンソン、張ギョンウク弁護士など、国内からも多くの方々が一緒に傍聴され、公判が終わった後、一緒に無罪を祝う祝宴を開き、楽しい時間を過ごしました。

寒い時節、健康に気をつけてください。（2014.1.18 金榮珍氏 [在ソウル]）

ソウル高等法院・判決文＝要旨＝（2014.1.17）

■主文：「原審判決を破棄する。被告人は無罪。被告人に対する判決の要旨を公示する」。

■判断

1. 警察作成の被告人に対する各被疑者尋問調書及び被告人作成の各陳述書に関する判断

被告人は保安司捜査官達に連行された後、長期間拘禁された状態で拷問と過酷行為などを受け、そのような状況で被疑者尋問調書及び陳述書が作成された事が認定できる。従って任意性を認定する事ができず、被告人は原審法廷でその内容を否認したことがある。従って、その証拠能力を認定できない。

2. 検事作成の被告人に対する各被疑者尋問調書に関する判断

被告人が検察に送致された以後、認定事実のような状況に照らして見ると、検事調査段階で陳述の任意性があるという点に関する検事の立証がない。従って被告人に対する検察作成の被疑者尋問調書も、その証拠能力を認定する事はできない。

(A) 反国家団体構成員との会合の点

被告人は、朝鮮文化研究会活動に助言を受けるために知人を通じて、彼らの紹介を受けたと見えるだけで、彼らが反国家団体の構成員、又はその指令を受けた者であることを知りながら、彼らを助けるために彼らと会ったり、連絡をやり取りしたものとは見えない。また被告人が、反国家団体の利益になるという事情、及び反国家団体の構成員、又はその指令を受けた者と会ったり連絡したと断定するには難しく、他にこれを認定する証拠がない。

(B) 不穏文書取得の点

法理に照らして見るとき、被告人の原審法廷陳述のような事情だけでは、被告人に「反国家団体を利する目的があった」という点を認定するには不足であり、他に被告人に目的があった事を認定する証拠がない。

(C) 反共法違反（潜入）及び間諜の点

被告人の陳述だけで、被告人が反国家団体、又は国外の共産系列の指示や命令を受けたり、受けるためにその指令遂行意志を持って潜入して、間諜行為をしたと認定するには不足である。また間諜罪でいう‘機密’は、被告人が平素日常生活をしながら新聞紙上で自然に知った事実で、これを「保護する価値のある機密に該当する」と見ることもできない。

(D) 北韓放送聴取による反国家団体の活動に対する同調

両親を思って日本の放送を聞こうとし、北韓の放送が出てきて暫し聞くことになったというような被告人の原審法廷陳述だけで、北韓放送を聴取して、反国家団体の活動に同調して、反国家団体を利したと認定するのは難しい。

3. 検事及び司法警察官作成の被疑者尋問調書、陳述書、法警察官作成の検証調書、押収された旅券、ソニーラジオに関する判断

上記のような陳述内容だけでは、この事件の公訴事実を認定するには不足であり、その他に司法警察官作成の検証調書、押収された旅券、ソニーラジオも、この事件公訴事実を認定するには不足であり、他にこれを認定する証拠がない。

■結論

そうならば原審判決の事実誤認に関する、被告人の控訴理由主張は理由があり、刑事訴訟法 第 364 条 第 6 項によって原審判決を破棄し、弁論を経て再び次のように判決する。

被告人に対するこの事件公訴事実の要旨は、犯罪の証明がない場合に該当して、刑事訴訟法 第 325 条 後段により、被告人に無罪を宣告し、刑事訴訟法 第 440 条、刑法 58 条 第 2 項により、判決の要旨を公示する事にして、主文のように判決する。

裁判長 判事 チョン・ヒョンシク 判事 キム・カニョン 判事 ユン・ジョングン

■ 2014.1.22 検察側：高等法院の無罪判決を不服とし、大法院（最高裁）に控訴。

■ 2015. 9.10 大法院（最高裁判所）判決「無罪・確定」!!

呼訴文

東大阪市出身の在日韓国人良心囚 李東石氏の再審「無罪」判決を心から訴えます

1970年から80年代にかけて、韓国軍事独裁政権下で120人余の在日韓国人良心囚がねつ造されていきました。私たちの東大阪市においても府立布施高校を卒業し、韓国に留学していた在日韓国人青年・李東石氏と、尹正憲氏が、逮捕状なしの不当連行、不法監禁、過酷な拷問等により長期の厳しい獄中生活を強いられました。(尹正憲氏は、すでに2011年に韓国最高裁にて再審「無罪判決」が確定。)

私たち、「李東石さんを救援する会」、ならびに「日韓問題を考える東大阪市民の会」は、布施高校の恩師・同級生、源氏ヶ丘教会などの人権問題に取り組む市民団体、実弟が勤めていた金属工場と地域の労働団体などが連携して、地域を挙げての救援活動に取り組んできました。

李東石さんへの起訴内容では、①「国家保安法」が、「韓国の民衆の生活状態や、デパートでの電化製品の値段とかを、夏休みに日本で友人に話したこと」が【国家機密の漏洩】に。「みんなで38度線を見学した時、「戦車は何台いた」と日本で話したこと」が【軍事機密の漏洩】とされていること。また②「反共法」が、「展示会を見学したり、出版物・映画によって、反国家団体を利するような宣伝」【反国家団体の活動の讃揚・鼓舞】とされており、留学したことが【潜入】、日本に帰ったことが【脱出】という。③「刑法」では、「総連系の人と会話をした」ことが【間諜罪】で。【物的証拠】はカセットラジオだけという、極めて暗黒政治による、ずさんで不当な裁判であることを明らかにしてきました。

こうした救援活動の成果として、『李東石さんの速やかな釈放に関する要望決議(1976年6月)』と、『李東石さんの釈放と速やかな帰日を要望する決議(1980年7月)』が、「…これらのことが罪になるとは到底考えられない。…人道主義の立場からも速やかに釈放され、一日も早く家族のもとに帰れるよう、大韓民国政府にはたらきかけるよう強く要望する」という東大阪市議会決議が、与・野党を問わず全会一致で2度にわたり決議されていきました。

また、今回の再審公判(第3回/2013年12月30日)においても、検察側の証人として出頭した元捜査官のK・S氏は、弁護側の「李東石氏の調書を作成したことになっており、あなたの名前も印鑑もある」との追求に対して、「李東石とは、今日、初めて会った」「私の名前で、先輩の捜査官が作成し、保管してある印鑑を勝手に押したものだ」と証言。暗黒裁判のずさんさが、二重写しで明らかになりました。

韓国「真実と和解のための過去事整理基本法(2005年)」成立以降の再審裁判の流れのなかで、2010年の在日韓国人良心囚・李宗樹氏への初判決(ソウル高等法院「無罪判決文」:「……防御権も行使できないことを悪用して、在日僑胞の特殊性を無視した工作捜査の犠牲者として……国家が犯した過誤に対し心の底から許しを請い……」)を始めとして、現在まで相次いで19人の在日韓国人良心囚に「無罪判決」(うち18人が無罪確定)を下して来られたことに対し、私たちは「真実と和解のための過去事整理委員会」及び裁判所の再審裁判での英断に、心から敬意を表したいと思うものです。

本・再審裁判において、李東石氏の冒頭陳述に示されている「(日本社会の)民族差別を受け続け、奪われた民族のアイデンティティを取り戻すことを考え、韓国留学を決心しました」という在日韓国人良心囚の共通する切実な想いが伝わることをお願いするとともに、私たちも、日本の地で“多文化共生の地域社会を創っていく”ための努力を、今一度、心に誓いたいと思います。

そして最後に、本日のソウル高等法院における李東石氏への再審判決が、明白な「無罪判決」であり、天国におられる李東石氏の李桃源さん（アボジ）、鄭貞和さん（オモニ）に、そして合田悟牧師に、朗報としてお届けできることを強く願いつつ、以下の4点の要望を、ここに要請する次第です。

1. 本日（2014年1月17日）の韓国ソウル高等法院における李東石氏の再審判決公判において、明確な形で「無罪」が宣告されることを強く要望いたします。
1. 日韓両政府は、在日韓国人良心囚の法的地位を速やかに原状回復する努力をおこなうよう、強く要望いたします。
1. 現在、再審手続きに入っている在日韓国人良心囚の再審手続きを、速やかに処理し、一日も早く無罪判決を確定させることを強く要望いたします。
1. 全ての在日韓国人良心囚に対して、一律に人権の回復がなされるよう、韓国国会にて「特別立法」措置がなされることを強く要望いたします。

2014年1月17日 韓国ソウル高等法院にて
日韓問題を考える東大阪市民の会

〔第3種郵便物認可〕

再審無罪喜びとともに

韓国の高裁 携問を非難 李東石さんと支援者ら

大阪で祝う会

軍事政権下の韓国で、公安当局に拘束され、国家保安法違反罪などで約4年7カ月間、服役した大阪市の韓国語講師、李東石さん(61)の再審無罪を祝う会が同市内で今月9日あった。無実を主張してきた元政治犯らの「在日韓国人良心囚同友会」や支援者が集まり、喜びを分け合った。

東大阪生まれの李さんは1975年11月、ソウルの大学に留学中、韓国の公安当局に令状なしに連行された。「機密を入手して在日朝鮮人総連台会の工作員に伝えた」として、懲役5年の有罪判決が確定。特赦で釈放され帰国。民主化の進展で、ようやく昨年10月にソウル高裁で再審が始まった。

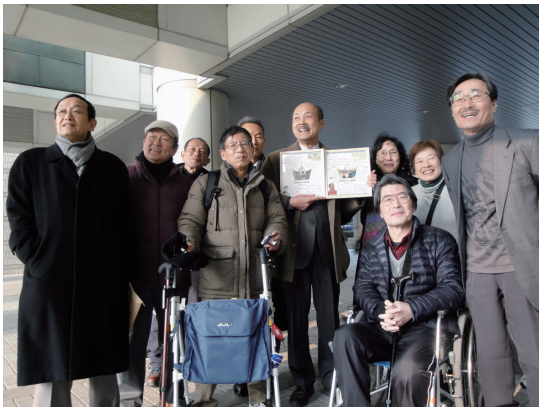
高裁は先月17日、機密とされたのは新聞などで公開されているような情報ばかり。携問した。李さんは「無罪で生活が変わるわけがないが、韓国の民主化は実感できた」と話した。【高村洋一】



無罪判決を祝う会で祝福された李東石さん
＝大阪市内の韓国料理店「セント」で

毎 日 新 聞

2014年(平成26年)2月18日(火)



▲ 韓国ソウル高等法院玄関にて
(2014年1月17日)

◀ 韓国ソウル宿舍ロビーにて
(2014年1月16日)

一人じゃないよ、日本人の友人たちがいるじゃないか

(『ハンギョレ新聞』2013.11.22 土曜版)

在日同胞ねつ造スパイと救援会

もちろん日本人でも全員がみんな、植民地支配や在日同胞問題に関心を持ってはいないでしょう。反対に韓国人でも全員が、‘スパイ’と言いながら在日韓国人にそっぽを向かなかつたはずで、在日同胞スパイ事件に関心を持った日本人たちと韓国人の努力が集まって、遅れたけれども、この方たちの無罪が今、一つ二つ明らかになっています。

“2011 ジェノ 13 事件 (事件名) 李東石被告人”

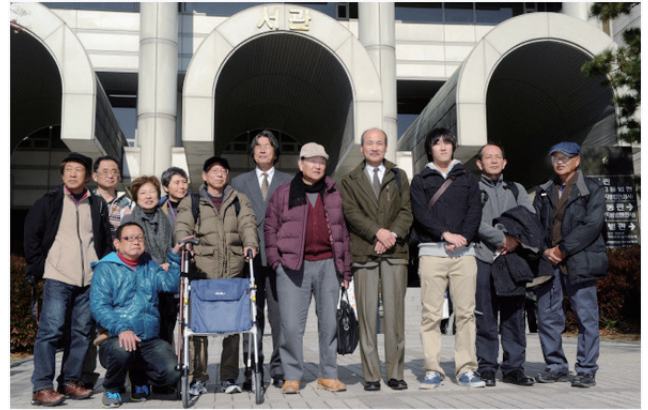
判事の呼名に李東石 (61) 氏が被告人席に立った。20 日午前 11 時ソウル高等法院 302 号、李氏の再審 2 回目公判が始まった。在日同胞 2 世である李氏は、1976 年北朝鮮工作員の指示を受けて韓国に留学後、国家機密を収集・報告した疑惑 (国家保安法・間諜) で懲役 5 年刑を宣告された。しかし当時、保安司 (現国軍機務司令部) 捜査官の拷問と過酷な行為が明らかになり、2012 年 9 月 7 日に再審開始が決定された。“証人を呼び、苛酷な行為があったのかどうかを確認したい”。判事の質問に検事が答えた。“真実・和解のための過去史整理委員会で調査済みで、必要はない”。イ・ソクテ弁護士の話にもかかわらず、証人が採択された。“それでは、12 月 18 日午後 3 時に開きます”と。公判は 5 分もたたずに終わった。

この日、傍聴席には自費で李氏の再審を支援に来た日本人 8 人が座っていた。38 年目、李氏のそばを守っている‘救援会’の会員たちだ。韓国語を理解できないが、法廷で目を離さなかった。“検事がひき延ばすようで、とても悔しいです”。畑章夫 (60) 氏は、複雑で重苦しい表情を隠すことができなかった。

李東石氏は 1975 年‘学園浸透北朝鮮スパイ集団’事件で、保安司に逮捕された中の 1 人だ。1975 年 11 月 22 日中央情報部 (現国家情報院) が、金東輝氏など 12 人と国内大学生 9 人など 21 人を、12 月には保安司が李東石氏など 17 人をスパイ疑惑で逮捕したと明らかにした。いわゆる‘11・22 事件’で、最も大きい規模の‘在日同胞および日本関連スパイ事件’だった。

在日同胞および日本関連の‘スパイ事件’は、ほとんどが‘総連所属の工作人员と接触し、指令を受けてスパイ活動をした’という内容だった。スパイ行為に対する証拠も本人陳述が大部分で、当事者が裁判過程でこれを否認したり、拷問など苛酷な行為の事実を暴露しながら、ねつ造疑惑が引き続き提起されてきた。

保安司が出した『対共 30 年史』によると、公安当局は 1970 年代から、最大規模の同胞社会があっ



た日本を、特に注目。実際に、‘過去事歴史真相究明委員会’の 1970～1989 年スパイ事件統計では、全体 966 件中 319 件だった。

植民地時期、朝鮮人は生計維持、強自動員などの理由で、日本に移住した。1945 年 111 万人に大きく増えた在日同胞は解放後も、生活基盤や、韓半島の政治的混乱などを理由に、60 万人余りが日本に残った。日本と韓国政府は、これらの処遇に関する問題を放置した。その間、分断された韓半島では、総連と、韓国政府が認定した‘民団’を厳格に区分したが、分断前から区分なしで生きた在日同胞社会では、家族と同時に友達、隣人で交わった。

日本で生まれ育ち、民族差別の中で苦痛を受けた在日同胞は、1965 年韓日協定後、学業・就職などで韓国に帰ってきた。李東石氏も 1971 年、母国留学生制度を通じて韓国に来た。日本名を使っていた彼は、アイデンティティに苦しみ、高校 3 年の時‘実名宣言’を発表し、ハングルを勉強した。彼は‘母国語を習うことが、民族性を探ること’という考えで韓国に来て、1972 年韓国外大に入学した。

独裁政権はスパイ事件をねつ造し民主化運動の

弾圧のために利用 — 釈放運動が日本で始まった

しかし‘同じ民族’とあって、表面的には在日同胞を歓迎した韓国政府は、彼らを政治的目的に利用した。1970 年代から反独裁民主化運動が強まり、政府は在日同胞スパイ事件を頻発させて、民主化運動を‘北朝鮮の指示を受けた反体制活動’として摘発した。11・22 事件が起きた 1975 年も、朴正熙政権による維新反対デモが大学街で広がっており、民主化運動弾圧のために在日同胞は公安当局の管理対象になった。保安司が出した『対共活動史』によると、重点調査対象者は‘総連同胞がたくさん居住した地域に住んだ学生、国語力が優れていた学生、民族意識が強い学生’等だった。

在日同胞は、植民地・分断・独裁の三重の犠牲者であった。韓国人は、彼らが来た理由も知らないまま‘反共’という色眼鏡をかけて眺めた。歴史の被害者という事実も、苛酷な行為や事件のねつ造を通じて人権侵害を受けたという事実も、‘スパイ’‘赤’という烙印の前では、敬遠された。家族もいず、見慣れない母国で、彼らは捜査も裁判も収監生活も単独で持ちこたえなければならなかった。救援の手助けは、むしろ彼らを差別した日本社会から来たのだ。

“日本で差別を感じて、韓国まで行ったのに…”

李東石氏の高校の先生だった池上真知子(70)氏は、彼の拘束の報を教え子から聞いた。李氏の家族・同級生・隣人たちを中心に李氏の‘救援会’が組まれると、すぐに参加した。“彼がスパイ行為をするわけがない。また一度に10人を越える人が拘束されたのも、韓国政府の意図的なねつ造ではないか”と。救援会は、李氏が生きた東大阪地域に広まった。

労働運動をしていた山田隆嗣(61)氏、在日同胞の就職差別反対運動をしていた大音浩(67)氏、学生運動をして公務員であった井上和男(64)氏、教職員組合の専任だった高柳忠夫(63)氏など、李氏をまったく知らなかった人々も参加した。彼らは、李氏の家族を支えながら、署名運動、断食闘争、李氏に支援ハガキ運動などを取り組んだ。

スパイ疑惑で逮捕された在日同胞救援会は、1971年‘徐勝・徐俊植兄弟’事件を始めに、次々と結成された。1976年‘在日韓国人「政治犯」を支援する会全国会議’、1977年‘在日韓国人政治犯を救援する家族・僑胞の会’等、日本の民主勢力まで包括する集まりに拡大した。1977年には10万名署名運動を進めた‘李哲氏を救援する全国連絡会議’を始め、35の個別救援会が日本政府に人権救済を促す行動も行い、これらの努力で、死刑を含む在日同胞スパイ事件関連者の釈放が実現した。‘人民革命党再建委員会事件’で死刑宣告を受けた8人が、宣告の18時間後に死刑になった時期だった。

なぜ日本の人々が、‘他の国’で起きたスパイ事件に関心を持ったのか。その背景には、日本の1960年代がある。アジア太平洋戦争後に生まれた‘団塊の世代’は、高校生・大学生時代に安保闘争やベトナム反戦運動に参加しながら、国際・社会問題に大きい関心を持つことになった。1973年、東京で起きた‘金大中拉致事件’も、独裁政権と民主化運動という韓国の現実に対する関心を高めた。

山田氏は、“治療を受けるために日本に密航した韓国人被爆者等を見ながら、在日同胞の苦痛が途方もないことを知りました。ところが、自身を差別する日本社会に絶望して母国韓国に留学し、独裁政権に冷遇さ

れる姿を見ると、たまらなかった。友人の話を聞いて、救援会に参加した”。こうして在日同胞スパイ事件は、‘人権’の問題で近づくことになった。

救援会は、李東石氏に大きな力になった。“裁判の時、目くばせで‘頑張れ’と言ってくれました。確定判決の後、刑務所で面会に来たり、はがきを送ってくれた。その度に‘一人ではない’と思ったんです”。1980年8月15日赦免で釈放された時も、彼らは人生のつかい棒になってくれた。李氏は、彼らと共にスパイ事件で拘束された在日同胞事業家・孫裕炯氏(1981年)、在日同胞留学生・尹正憲氏(1984年)等の救援会に参加していく。

再審無罪に対して「従北」だと非難する韓国

1990年代初めから釈放を実現した救援会は、解散し始める。この運動をしながら、日本の植民地支配問題の根元を探った救援会員たちは、韓国・日本の歴史問題や、在日朝鮮人らと関連した地域共同体運動で救援会活動を発展させている。まだ残っている李氏救援会の会員たちは、軍隊慰安婦、民族教育など韓国と日本の歴史問題や、原子力発電反対などの地域社会運動を継続している。

盧武鉉政権後の‘国防歴史真相究明委員会’は、金整司氏など3人。‘真実・和解のための過去史整理委員会’は、康宗憲氏など10人の在日同胞スパイ事件を‘ねつ造’との結論を出した。この結果を基に2010年7月15日、李宗樹氏が初めて再審無罪を宣告され、11月現在15人が再審で無罪判決の確定を受け、8人の再審が進行中だ。‘民主社会のための弁護士集い’所属弁護士が集まった‘在日同胞再審弁護団’が、これらの裁判を支援している。

38年間も共にした李氏救援会の井上氏も、韓国での公判のために歩行補助器を使って、飛行機に乗った。“救援運動をしていた時は、再審は考えもできなかった。その間、熱心に活動していたので、直接見たくてやってきた”。池上氏は、“日本は、植民地支配という過去にそっぽを向くが、韓国は過去と向き合っている。それも民主化運動の力でしよう”と。

過去史委員会や、再審を通した過去史清算は、彼らの話のように成果がある。しかし私たちの社会は、まだこの事件を人権の問題ではなく、色合い論争の観点で接近している。在日同胞スパイ事件で死刑まで宣告された康宗憲氏は、去る1月、再審無罪判決を受けた。ところが保守言論は、もはやねつ造と認められた彼の前歴を持ち出して、従北であると猛非難した。

在日同胞の悔しい獄中生活と、苛酷な行為が明らかになるまでに40年余りがかかったが、彼らに対する韓国社会の視線は40年前と大きくは変わらなかった。(キム・ミンギョン記者)